

## 目 次

まえがき	1
凡例	4
<b>1. 國際及び地域(欧洲)</b>	
1.1 IECEE(CBスキーム)	9
1.2 歐洲IEU指令(GE)	14
1.3 歐洲(ENEC)	18
1.4 歐洲(Keymark)	21
<b>2. アジア(国・地域)</b>	
2.1 中国(CCC)	27
2.2 香港(EMSD)	35
2.3 インド( ISI )	38
2.4 インドネシア(SNI)	42
2.5 日本	
2.5.1 日本(電気用品安全法)	45
2.5.2 日本(VCCI)	50
2.6 韓国	
2.6.1 韓国(電気用品安全管理法)	53
2.6.2 韓国(電磁波適合登録)	58
2.7 マレーシア(SIRIM)	63
2.8 フィリピン(BPS)	72
2.9 シンガポール(CPSスキーム)	79
2.10 台湾(BSMI, RPC)	83
2.11 タイ(TISI)	98
<b>3. オセアニア</b>	
3.1 オーストラリア(製品安全)	105
3.2 ニュージーランド(製品安全)	109
3.3 オーストラリア・ニュージーランド(EMC)	115
<b>4. 東欧</b>	
4.1 チェコ	123
4.2 ハンガリー	126
4.3 ポーランド	129
4.4 スロバキア	132
4.5 スロベニア	135
<b>5. バルト三国</b>	
5.1 エストニア	141
5.2 ラトビア	144
5.3 リトアニア	147
<b>6. ロシア・CIS加盟国</b>	
6.1 ロシア(GOST-R)	153
6.2 ウクライナ(UkrSEPRO)	157
<b>7. 中南米</b>	
7.1 アルゼンチン	163
7.2 メキシコ(NOM)	168
<b>8. アフリカ</b>	
8.1 南アフリカ(SABS)	175
<b>付録</b>	
参考表	183
コスモス・コミュニケーション紹介	186

## 【 凡 例 】

- 規制・電子製品あるいはその部品に製する規格は、近年、国・地域ごとに異なる規制・検定により国際化の一歩が一段と広がってきております。併せてIEC規格と呼ばれる範囲で規制される範囲と、規制の範囲外の範囲内の一歩を示す規制の範囲外とされています。これに対して電気・電子製品に求められる安全基準は、国において規制・検定・方式によって定められています。規制機関によるCEマーキングに見られるように、規制には統一された規制基準がありましたが、他の規格ではその規格ごとに、規制に基づく制度によって従事者によります。世界各國の安全規格認証にかかる規制など、詳しく、ご使用の規格を記載するところを標題としています。
- 本書では、電気・電子製品の安全・EMCを中心とし、無線機器、送信機、医療機器、産業機器については除外しています。また、アフリカ・中南米・東洋・オセアニア・中東・北アフリカ・ロシア等で、お客様からお預け頂かせる多い約30カ国についても記載しています。
- 本書では、全体を通して次のフレームを使用し、記載事項に一貫性を保つように努めています。

## 国・地域 (制度の名称、認証機関略号または認証マーク呼称)

### 章番号

■ 規制・基準等	規制・基準等の主要事項を記し、基本法及び規制等について記載
■ 規制当局又は管轄	規制当局又は管轄について記載
■ 規格・判定	規制で使用される規格(基準)の制定者を記載
■ 認定・範囲	認定機関、又は試験機関を認定する機関を記載
■ 認証・範囲	適合証明書や承認書等を発行する機関を記載
■ 試験・範囲	測定適合のための試験を行う機関を記載
■ 認証マーク又は適合マーク(CM)	●認証マーク又は適合マークを図示 ●規制として、当該国でCertificationの表記がなされている場合は「認証」、Conformityの表記がなされている場合は「適合」の表記で記載 ●マークの種類、(*)等の注記を行い、各章末に引用先を記載 ●マークの呼び方、名称、変換等を記載 ●マークの使用登録や注意点等を記載

### ■ 対象品目

規制対象品目の概要を記載(詳細がある場合は付録に記載)

### ■ 強制・非強制の区分

次の3つの認証カテゴリーにつき、原則として次の表で強制・非強制の対象・非対象の表記として表示

製品カテゴリ	安全	EMC
家庭用電気機器	●	●
AV機器	●	●
IT機器	●	●

●:強制 △:非強制 -:適用外

### ■ 制度概要

規制制度の概要を記載

### ■ 技術上の要求事項

規制適合に要される技術上の基準・規格について記載

### ■ CBスキーム

IEC創立国の基準、IECEE加盟国の基準(CBスキーム加入の基準)を記載

### ■ 工場検査の有無

工場検査の実施は定期工場検査の有無を記載

### ■ 年間登録費用

年間登録費用について記載(工場検査費用などにつき適宜追記)

### ■ 認地代理人の要否

申請等において認地代理人の要否について記載

### ■ 認地説明会の要否

認地説明会の要否について記載

### ■ 備考

その他の情報、注意点等について記載

4.編集にあたり、各國法令、制度、機関名などを含めて日本語訳を行っていますが、英文のため、誤りは誤解が生ずることを避けるため原文のものもあります。なお、日本語訳に疑問がある場合、原文でのご確認をお願いします。

5.本書の一部で諸費用(申請料、年間登録費用など)を記載していますが、これらは本書での調査時点(2005年前半)におけるものであります。

6.参考先は付録として掲載しています。

7.各國の法令、制度、方式は可能な限り最新の情報を掲載するよう努めて参りましたが、法規制の変更等は隨時に行われておりますから、最新の情報を掲載するよう努めました。また今後も本書を充実させていく予定でありますので、ご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

2.1 中国(CCC)

**■ 試験機関**

CNCAが監督する試験機関。ただし、各申請における試験機関は原則として申請先の認定機関が選択する。(全試験機関のリストはCNCAのホームページに掲載)

**■ 認証マーク**

(+) シーシーシーマーク、又はサンシーマーク

荷印は次を示す。  
 B: 安全  
 S&E: 安全+EMC  
 EMC: EMCのみ  
 F: 防火用器具  
 I: 無線LAN機器

**■ 対象品目**

1. 第一次強制的認証品目(詳細は表記)  
 (AGS1Q,CNCA認定による公番2001年第3号19種132品目)  
 1. 電源及びケーブル類(5品目)  
 2. 電気器具スイッチ及び保護装置または配線器具(6品目)  
 3. 低圧電気器具(9品目)  
 4. 小電力電動機(1品目)  
 5. 電動工具(16品目)  
 6. 密接者(15品目)  
 7. 家庭用及び業務用の機器(18品目)  
 8. 音響設備類(既用音響設備及び自動車用音響設備は含まない)(16品目)  
 9. 信号處理装置(12品目)  
 10. 照明器具(2品目)(電圧が36V以下の照明設備は含まない)  
 11. 通音器未設置(9品目)  
 12. 車載及びその安全部品(4品目)  
 13. ダイヤ(3品目)  
 14. 安全ガラス(3品目)  
 15. 異常用器具(1品目)  
 16. ゴム製品(1品目)  
 17. 医療器具(7品目)  
 18. 消防用器具(3品目)  
 19. 流通器具(1品目)

(注)別途許可を必要として、「CCC第一次強制認証のHSコードと製品適用範囲」が発行されている。2002年第60号公報(2002年7月1日付け)

2. 特別公報2003年第113号(2003-12-1付)による強制的認證品目表への追加品目(1種3品目) \*実施は選用されている。  
 ①無線LAN機器  
 ②無線LAN機器を組み成し内蔵する製品  
 ③無線LAN機器とWAPIに準拠する製品

2.1 中国(CCC)

**■ 強制・非強制の区分**

強制・非強制の概要は次のとおりとなる。

製品カテゴリー	要求	EMC
家庭用電気機器	●	●
A V機器	●	●
I T機器	●	●

(●:強制 ▲:非強制 -:選用外)

**■ 規格概要**

第1回(強制・非強制)に記すように、従前のCCEE(中国国内商認認証)とCCIB(輸出入製造に対する規制)を1つにし、中国国内と海外に対する電気製品の安全を同じマーキングで規制している。

消費者と農植物の生命の安全、環境と公共安全を守るために、製品の国家規格と技術規格への適合を要求しており、対象品は、指定認証機関の審査に合格し、承認書取得後、認定マークを表示したものみ中国国内への出荷範囲、輸入が可能となる。

認証機関は、認証実績履歴に基づき、型式試験、工場検査、市場検査、派遣後のフォローアップ検査を実施する。

**■ 技術上の要求事項**

IEC国際規格、IEC規格(IEC規格のCBスキーム達成)。

**■ 工場検査の有無**

初回検査: 必要(海外工場は、細心の期間が必要)  
 定期検査: 有り(年1回)

**■ 年間登録費用**

年間登録費用: 1回工場検査料: 1000元、登録料: 400元(2004年現在)。また、定期工場検査に伴う費用が発生する。

**■ 現地化要否**

不要。なお、自社現地代理人として代理業者を作成する場合は、代理人として認定された機関でなければならぬ。代理業者の登録番号: CJO604005として認定

**■ 説明書**

説明書(製品仕様書)

**■ 備考**

(1)HSコード見出し欄には、対象になってしまふが、実際のCCC一次品目リストや認証機関によっては、対象となる物については各自の検査局にて申請する。また、免許料金も各自の検査局にて申請する。

SAMPLE